

西岡北中学校いじめ防止基本方針 ～2024.2月改訂版

I いじめの定義

（「いじめ防止対策推進法（以下、「法」）及び「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針（最終改訂令和元年6月）（以下、「市の方針」）」より）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる行為を含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツ少年団等当該児童生徒が関わっている他校の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

II 本校生徒の様子

札幌市の文教地区としての立地や、開校以来の地域の協力が支えとなり、全体的に落ち着いた学校生活が営まれている。意欲的に毎日の授業や課題に取り組むとともに、校外では塾などに通う生徒が多い。

問題行動は少なく、規範意識は高い。様々なことに前向きに取り組む、健全に成長している生徒が多い。一方で、自己肯定感や自己有用感について、低く自己評価する傾向にあり、不安感や不適応感を感じている生徒も少なくない。

<本校における過去のいじめの認知件数>

2020年度 3件

2021年度 4件

2022年度 9件

III いじめ防止の対応

1 学校全体の組織的な対応（担任が抱え込まず、教職員が組織的に対応する）

- ・「西岡北中学校いじめ防止対策委員会」について

設置根拠…法（第22条）

目的…本委員会の責任者は学校長とし、本校のいじめ防止に係るすべての取組を学校長の監督の下、組織的に行うこととする。また、「西岡北中学校いじめ防止基本方針」を踏まえ、未然防止、早期発見・早期対応、事後のケアなど、必要に応じて関係機関とも連携し、いじめ問題や個別事案に対して、いじめの認知及び解消を協議するとともに、具体的、実践的、実行的に対応を協議する。

構成…管理職（学校長、教頭）、主幹教諭、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、関係学級担任（必要に応じて）

※その他、必要に応じてスクールソーシャルワーカーなどの外部専門家等を加えることができる。

※緊急時は管理職（学校長、教頭）、生徒指導主事、当該学年主任、関係学級担任を最低

限の参集メンバーとする。

※学校長が不在の時は教頭が決裁し迅速な対応を図る。管理職両名が不在の場合、学校長または教頭に報告し決裁を得る。

※緊急の場合、構成員全員が揃わなくとも管理職の判断で出席可能な構成員のみで会議を開催することができる。その際、協議記録を欠席者に供覧し意見を集約する。

招 集…学校長

定期開催…年間活動計画・反省、いじめアンケート等の集約結果、個別事案の進捗管理等を行う。

※月1回開催することとし、開催予定日を生徒指導年間計画（E表）に位置付ける。

臨時開催…事案発生時に事実確認及び対応の方向性等を協議する。

記 録…生徒指導主事が作成し、校長が決裁する。

※定期開催と臨時開催の会議録は別々に記録する。

2 いじめ防止の対応（未然防止を第一に、早期発見かつ適切な対処に向けた取組）

<未然防止>

①豊かな心を育む教育活動（生徒会活動、道徳教育）

目的…道徳教育や生徒会活動を通して、他者への思いやりやいじめに対する理解を深め、「いじめは絶対に許されない」「命はかけがえのないものである」という人間性を育む。

②情報モラル教育

目的…情報化社会の急激な発展に伴い、SNS やさまざまなアプリケーションツールやソフトの利用がもたらす弊害について理解し、インターネット等を正しく安全に利用する資質を育む。

③進学・進級時などの引継ぎ

目的…過去や現在進行中のいじめの問題等に関する指導記録や「悩みやいじめに関するアンケート」について、進学や進級、転学にあたり、適切に引き継ぐとともに、いつでも情報提供できる体制をとる。また、引き継いだ記録やアンケートについては、必要に応じて適宜活用する。

<早期発見・早期対応>

④「いじめ調査」計6回（本校独自のものを無記名で各学期に1回、記名で年2回、市教委調査分を年1回実施）

目的…いつでも誰にでも起こりうる「いじめ」の実態を把握するとともに、生徒の不安や悩みについて常に相談できる環境づくりを行う。また、調査における生徒からの情報提供などを踏まえ、いじめを許さない土壌づくりを図る。

利用…「いじめがある」「いじめに悩んでいる人がいる」「現在困っていたり、悩んでいたことがある」等の回答をした生徒については、ただちに教育相談を実施し、生徒の心に寄り添う対応を実現する。調査結果について全体で共有し対応に努める。

⑤「教育相談週間」の実施（5月・11月）

目的…生徒が「安心して生活できる」土台として、担任を中心とした教育相談を行う。

事前に「教育相談アンケート」を実施し、学習や進路、人間関係の悩みを聞き、不安をやわらげる機会として活用する。

*日常生活の中での相談活動が基本であり大切であるが、この週間を設定することで、時間をとって「全ての生徒」と面談することが重要である。

⑥「アセス（ASSESS）学校適応感尺度」の実施（5月、6月、11月）

目的と活用方法

- ・生徒一人ひとりの内面を理解し、生徒のタイプによる具体的な対応方法を知る。
- ・それぞれの学級集団の状態を理解し、学級集団の状態から、今後の学級経営の指針を得る。

- ・いじめ被害を受けている可能性のある生徒を発見し、適切に対応する。
- ・不登校に至る可能性が強い生徒を見だし、支援する。

4月	安心な学校にするためのアンケート①（無記名・出席番号のみ）	アセス (ASSESS) アセス (ASSESS)	教育相談週間
5月	教育相談アンケート①		
6月			
7月			
8月	安心な学校にするためのアンケート②（無記名・出席番号のみ）	アセス (ASSESS)	教育相談週間
9月			
10月	教育相談アンケート②		
11月	いじめ調査（市教委）		
12月			
1月	安心な学校にするためのアンケート③（無記名・出席番号のみ）		教育相談
2月			
3月			

⑦多様な相談窓口の準備

- ・担任だけでなく、管理職、副担任、学年所属教師、養護教諭、相談支援パートナー、SCなど多くの教職員に日常的に相談してもらえるよう発信していく。
- ・また札幌市として様々な相談機関が用意されていることを知ってもらえるよう学校ホームページを利用して発信していく。（別紙資料1「子どものいじめや不登校、育児などに関わる悩みについての相談」）

<適切な対応に向けた取組>

⑧各種会議や研修会の実施

- ・目的…全教職員がより深い生徒理解の伴った迅速かついじめの対応について適切な対応をはかる。
- ・4月の生徒指導研修会で、新しく着任した教職員が配慮を必要とする生徒、問題行動のある生徒について理解を深める機会とする。
- ・2学期には外部より講師を招き、いじめの未然防止のため、または適切な子ども理解のために、教師として必要な資質や能力の育成に関わる研修をもつ。

⑨ SC（スクールカウンセラー）や相談支援パートナー、学びのサポーターとの連携

- ・目的…本人および保護者を含めた教育相談を実施し、いじめの状況等の確認を含め、継続的に心のケアに努める。
- ・教室へ足が向かない状況になった際の「居場所」としての対応及び教室復帰を目指した取組の実施。
- *本人の状況や可能性をみとり、専門的なアドバイスを頂きながら学校全体で共通理解を図りながら対応を行う。

3 いじめ事案発生時の対応について（迅速、適切な初期対応と事後のケア）

① いじめ（疑い）事案の発生

- ・事実関係（概要）の把握、被害生徒・加害生徒の特定…当該担任・当該学年が主体
- *「いじめられた生徒の安全・安心確保が最優先」。守り抜く姿勢で。

② 生徒指導部・管理職への報告・対応の相談

- ・事実関係（概要）の報告、対応の相談（状況の共有と指導の方向性を見通す）

③ いじめ防止対策委員会の開催

- ・事実関係の認定、いじめの認知、解決に向けた対応の提案・協議（状況の共有と指導の方向性を明確にする）

- ・いじめられた生徒の安全・安心の確保
- ・関係機関との連携や保護者への連絡体制の確認
- ・緊急性が高い、若しくは重大事態の可能性のある事案について、市教委への報告及び連携
- ④ 保護者（加害・被害）への連絡および対応についての相談・協議
 - ・確認した事実を双方に明らかにするとともに、被害生徒の早期救済と再発防止を図る。
- ⑤ 再発防止に向け、周辺生徒に関わる指導（学年集会等を利用して、全体に指導の浸透を図る）
 - ・いじめは集団の中で発生しているという考え方の下、生徒がいじめ防止に対して主体的に関わるように促す。
- ⑥ 関係生徒への事後のケア、および見守りの継続
 - ・対応後、適切な時期に被害・加害双方の生徒・保護者とその後の状況について継続的に確認する。
 - ・すべての生徒に安心、安全を提供する学校づくりの再構築を図る。
- ⑦ 対応終了から3か月を経過した案件について、いじめ解消の可否を被害生徒・保護者に確認し、いじめ防止対策委員会で協議する。

※いじめ解消の要件

- (1) いじめの行為が止んでいること（少なくとも3か月間）
- (2) 被害を受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

4 生徒の活動（他者の存在を意識し、互いに支えあう素晴らしさを実感させる）

- ① 学級活動や全校での行事、生徒会活動を通して「自己有用感・自己肯定感」を育む
 - ・学年・学級全体で楽しむ行事等の経験を通して所属感や居場所を実感する。
 - ・困難な状況を乗り越えるような体験の機会や教師からの価値付けなどにより「私は誰かのために役立っている」「自分は誰かを支え、誰かに支えられている」という自己有用感が高められるように努める。
 - ② 生徒会活動の充実
 - ・生徒が主体的に「望ましい学校」「いじめのない学校づくり」を自ら考え推進する機会を設定する。
- ※青少年健全育成推進会とのタイアップによる「いじめ防止の標語づくり」を実施
- ・NES（西北笑顔咲く）プロジェクトの一環として月初めに「いじめ撲滅宣言」を各学級にて読み上げる。※さっぽろっ子自治的な活動の一環として小学校児童会との協働的な活動の推進

5 教師の姿勢（すべての教員が指導にあたる）

次の①～⑧の指導や観察等を実践し、生徒のわずかな心のサインやSOSに気付くことができるよう、教師の感性を高める。

- ① 「あいさつ指導」による生徒観察と声掛け（声の出し方・表情・行動・登校時間など）
 - ・元気に「おはよう」とあいさつできているか。表情や行動に気になるところはないか。
- ② 朝の読書、学活での観察（表情・態度・提出物など）
 - ・しっかりと意欲的に取り組んでいるか。
- ③ 授業時間での観察・指導
 - ・チャイム席や授業開始時の様子（一人での行動、保健室、特定の授業への不参加など）
 - ・学級の雰囲気（落ち着きのなさ・奇声・沈黙・トラブルの発生）。異常が感じられたら状況を確認し、声かけや指導を行う。『いじめと思われる事実を学年の中で伝達、共有するとともに、生徒指導、管理職への報告を行う。いじめにつながる人格の否定や嫌がらせなどが感じられた場合は、複数の教師が同じ共通認識で足並みをそろえ、「絶対に許さない」という姿勢を崩さず生徒全

体の指導にあたる。（絶対に見過ごさず、生徒に気付かせる絶好の機会として指導にあたる。）』
他の場面においても、継続性を意識して対応にあたる。

- ④ 教室・廊下・特別教室などの環境整備（汚れ・いたずら・落書きなど）の観察
 - ・急激な変化や個人への中傷を見落とすことがないように意識するとともに、「きれいで安心できる生活環境をつくること」の価値に気付かせ、担い手となる意識を育てる。
- ⑤ 休み時間の観察・指導（人間関係・過ごし方・チャイム席などの時間意識・表情など）
 - ・人間関係の変化、立場の変化、行動の変化、保健室の利用状況などを把握する。
- ⑥ 給食準備、給食、後片付けでの指導・観察
 - ・配膳の仕方や座席のようすに違和感がないか、給食の食べ方に変化がないか、仕事の分担が公平に行われているかなどに視点を置き、観察と指導にあたる。
- ⑦ 帰りの学活（表情・態度など）・清掃
 - ・一日の締めくくりにふさわしいように、開始の際の雰囲気配慮する。生徒一人一人の表情に留意し、「明日も元気で会える約束」の場となるよう配慮する。
 - ・清掃の仕事分担が公平に行われているか、作業中での対話も大切にしながらあたる。
- ⑧ 下校・放課後（居残り・寄り道・部活動・家庭生活の様子を可能な限り把握する）
 - ・生徒だけの活動時間を最小限にし、達成感や成就感のある放課後活動を意識させる。
 - ・事故防止や安全を意識させるとともに、地域の方の支えに気づき、感謝する気持ちを育む。
 - ・家庭との連絡を円滑に行い、生徒の行動の変化や対応に同じ方向性をもって臨める関係を構築する。（生徒・保護者の心情に可能な限り、寄り添う意識で）

6 警察と連携した「いじめ問題」への対応（参考「法、第23条6項」）※別紙資料2「保護者向け資料」

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体、または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応をとることが必要である。

IV 学校の取組についての評価

いじめ防止等の取組について学校評価の項目に位置付け、成果検証を実施し、常に取組の改善を図る。

<学校評価に位置付ける項目>

- ・いじめが起きにくい、許さない環境づくり
- ・早期発見、事案対処マニュアルの実行
- ・定期的、必要に応じたアンケートの実施
- ・いじめに係る生徒の個別面談、保護者面談の実施
- ・いじめに関する校内研修の実施

V いじめ対処マニュアル

いじめ事案発生時の対応（基本原則）

いじめ（疑い）事案の発生

- ・事実関係（概要）の把握、被害生徒・加害生徒の特定…当該担任・当該学年が主体
- * 「いじめられた生徒の安全・安心確保が最優先」。守り抜く姿勢で。

疑いの時点で発見者は情報を抱え込まない ⇒ 組織的対応

生徒指導部・管理職への報告・対応の相談

- ・事実関係（概要）の報告、対応の相談（状況の共有と指導の方向性を見通す）

いじめ防止対策委員会の開催

- ・事実関係の認定、解決に向けた対応の提案・協議（状況の共有と指導の方向性を明確にする）
- ・いじめられた生徒の安全・安心の確保
- ・関係機関との連携や保護者への連絡体制の確認
- ・市教委への報告及び連携

対応方針は「いじめ防止対策委員会」で決める ⇒ 組織的対応

※会議録を残す。

保護者（加害・被害）への連絡および対応についての相談・協議

- ・確認した事実を双方保護者に明らかにするとともに、被害生徒の早期救済と再発防止を図る。

再発防止に向け、周辺生徒に関わる指導（学年集会等を利用して、全体に指導の浸透を図る）

- ・いじめは集団の中で発生しているという考え方の下、生徒がいじめ防止に対して主体的に関わることができるように促す。

関係生徒への事後のケア、および見守りの継続

- ・対応後、適切な時期に被害・加害双方の生徒、保護者に対して、その後の状況について継続的に確認する。
- ・すべての生徒に安心、安全を提供する学校づくりの再構築を図る。

対応終了から3か月を経過した案件について、いじめの解消の可否を確認

- ・被害生徒に対するいじめ行為が少なくとも3か月間は止んでいる。
- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ・上記2つの要件を満たしいじめの解消とする。

解消まで「いじめ防止対策委員会」で協議する ⇒ 組織的対応

○別紙資料1、別紙資料2 添付執行
以上

子どものいじめや不登校、育児などに関わる悩みについての相談

名称	電話番号	受付曜日等	受付時間	備考
24 時間子供 SOS ダイヤル 【全国共通】 (文部科学省事業)	0120-0-78310 【通話料無料】	365 日	24 時間	※全都道府県及び指定都市教育委員会が運営。
いじめ電話相談 (札幌市教育委員会少年相談室)	0120-127-830 【通話料無料】	平日	9 時 00 分 ～ 17 時 00 分	※土・日・祝日、年末年始を除く。
教育相談担当課 (札幌市教育委員会教育センター)	011-671-3210	平日	8 時 45 分 ～ 17 時 15 分	※土・日・祝日、年末年始を除く。
子どもアシストセンター (札幌市子どもの権利救済機関)	子ども専用： 0120-66-3783 【通話料無料】 大人用：011-211-3783	月曜日～土曜日	10 時 00 分 ～ 20 時 00 分 (土曜日は 16 時 00 分まで)	※「子ども専用」のみ通話料無料。 ※日・祝日、年末年始を除く。
子どもの人権 110 番 (札幌法務局)	0120-007-110 【通話料無料】	平日	8 時 30 分 ～ 17 時 15 分	※土・日・祝日、年末年始を除く。
少年相談 110 番 (北海道警察本部)	0120-677-110 【通話料無料】	平日	8 時 45 分 ～ 17 時 30 分	※時間外、土・日・祝日は留守番電話。
YOU・勇・コール (羊ヶ丘児童家庭支援センター)	011-854-2415 (FAX:011-836-4152)	365 日	9 時 00 分 ～ 18 時 00 分	
興正子ども家庭支援センター (社会福祉法人常徳会)	011-765-1000	365 日	8 時 00 分 ～ 18 時 00 分	

警察と連携した「いじめ問題」への対応

札幌市教育委員会 令和5年(2023年)4月

学校で犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為が発生した際の対応について、お知らせします。

各学校では、「いじめ防止対策推進法」に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めています。

学校で、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

警察と連携したいじめ問題への対応について、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

[参考]いじめ防止対策推進法 第23条第6項 ～いじめに対する措置～

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

□ 教育委員会または学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当し得る犯罪	具体例
暴行 (刑法第208条)	○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○無理やりズボンを脱がす。
傷害 (刑法第204条)	○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。
強制わいせつ (刑法第176条)	○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
恐喝 (刑法第249条)	○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
窃盗 (刑法第235条)	○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。
器物損壊等 (刑法第261号)	○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。
強要 (刑法第223条)	○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
脅迫 (刑法第222条)	○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
名誉毀損、侮辱 (刑法第230条) (刑法第231条)	○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

該当し得る犯罪	具体例
自殺関与 (刑法第 202 条)	○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。
児童ポルノ提供等 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律7条)	○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ) (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)	○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

□ 学校での被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導等

学校は、警察に相談・通報した後も、次のとおり、児童生徒に必要な支援や指導を行います。

被害児童生徒への支援	加害児童生徒への指導・支援
○被害を受けた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識の下、児童生徒に寄り添える体制を構築します。 ○スクールカウンセラーを始め、医療機関等と連携し、傷ついた心のケアを行います。 ○児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。	○いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させる指導・対応を行います。 ○特別な配慮を必要とする場合、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して適切な指導や支援を行います。

[家庭との連携について]

- 学校は、被害・加害の双方の保護者に、いじめの事実や本校での支援・指導などについて、丁寧に説明します。
- 特に、SNSやオンラインゲーム等のインターネット上でのいじめについては、スマートフォン等の契約者である保護者の協力が必要です。

- 札幌市立西岡北中学校のいじめ問題に関する相談窓口は、いじめ対策組織担当の、太田教諭です。また、担当者他、ホームルーム担任や相談しやすい教職員にも、遠慮せずご相談ください。
- 学校は、いじめに関する相談は、全て「学校いじめ対策組織」で情報共有し、速やかに対応します。
連絡先011-853-2422(学校代表電話)